

福祉課窓口
※詳細はお問い合わせください
他購入前に事前申請が必要です。

農業経営収入保険加入促進補助金

問補助金については観光経済課

問扶助金 (83) 1228

問収入保険については

問神奈川県農業共済組合

問または神奈川県農業共済組合西部支所

問(82) 0138

農業収入の減少などに備えて、町在住の個人または町内に所在する法人が、全国農業共済組合連合会の収入保険制度に加入する場合の掛捨て保険料を補助します。

対保険期間令和7年1月～12月分（新規加入申請は令和5年12月まで）の全国農業共済組合連合会収入保険制度に加入した方または法人。

補上限10万円

申町で定める申請書兼請求書、収入保険制度に加入了ことを証明できるもの、保険料負担額がわかる書類を令和7年2月28日（金）までに提出

補当初借入金（50万円以上3000万円まで）の0・2%×利子償還月数÷12カ月

【補助期間】 当初借入金の利子の返済を始めた月から起算して36カ月以内（毎年1月に前年1月～12月分の申請が必要）

【提出書類】 ①交付申請書（勤務先と融資機関の証明が必要）②登記簿謄本の写し

【提出書類】 ①令和7年1月6日（月）～1月31日（金）までに必要書類一式を観光経済課に提出

家屋を改修された方へ固定資産税減額制度のお知らせ

対象の家屋改修を行い、要件を満たした場合、家屋に係る固定資産税が一年度分に限り減額されます。

【対象改修工事】 耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修

（返済の延滞や税などの滞納がある方は対象外）

【対象融資機関】 本店、支店または出張所



固定資産税は、毎年1月

が神奈川県内に所在する金融機関

税務課資産税係よりお知らせ

問税務課 **【(83) 1224】**

各種届け出書類・要件などの詳細は、お問い合わせいただくか、町公式サイトをご確認ください。
【届け出】について詳しく



1日現在の所有者に課税されます。令和6年中に家屋を取り壊した方は、税務課資産税係まで「家屋滅失届」を提出ください。

※届け出がないと、課税されることがありますので、ご注意ください。

なお、法務局で滅失登記の手続きが済んでいる方は、届け出の必要はありません。

【期】 令和7年1月31日（金）

【未登記の家屋の所有者を変更したときは「家屋所有者名義変更届」を提出してください

相続、売買、贈与などで

未登記家屋（倉庫・蔵などを含む）の所有者が変わった場合は、税務課資産税係

まで「家屋所有者名義変更届」を提出してください。

なお、法務局で所有権保存登記の手続きが済んでいる方は、届け出の必要はありません。

【家屋を取り壊したときは「家屋滅失届」を提出してください

ません。